

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年 10月 10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900029 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900008 号

第1 結論

昭和 45 年 12 月から昭和 51 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 12 月から昭和 51 年 4 月まで

私は、請求期間について、昭和 45 年頃、A 市 B 区役所において、国民年金の加入手続を行ったが、その後に資格喪失や任意加入の手続は行っていない。国民年金保険料については、国民年金印紙を同区役所で購入し、毎月、同区役所で納付していたと思う。

その後に転居した C 市においては、国民年金の住所変更の手続を行った記憶はないものの、国民年金保険料については、納付場所や納付方法等は覚えていないが、納付していたと思う。

次に転居した D 市では、時期やどのような手続かは覚えていないものの、国民年金の手続を出張所で行った記憶があり、国民年金保険料については、納付場所や納付方法等は覚えていないが、納付していたと思う。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が、未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、A 市、C 市及び D 市において、それぞれ国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は、A 市においては、国民年金の任意加入手続を行っていないと陳述している上、C 市及び D 市については、転居に伴う国民年金の手続を行った記憶が明確ではなく、保険料の納付場所や納付方法等についての記憶も明確ではないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、A 市 B 区の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 45 年 4 月 1 日に夫とともに国民年金強制加入被保険者資格を取得（国民年金手帳記号番号：*）後、夫が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 12 月 1 日に国民年金強制加入被保険者資格を喪失していることが確認できる上、請求者に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録においても、当該資格喪失日以降の期間である請求期間

において、国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求期間は 65 か月に及んでおり、これだけ長期間にわたる転入時の国民年金に係る処理をはじめとした事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。